

令和5年度

いじめ防止などの対策に関する基本方針

生駒市立鹿ノ台中学校

いじめの防止等のための対策に関する基本方針

生駒市立鹿ノ台中学校

いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識を持つ。

その上で

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- ⑤いじめを傍観した生徒についても、いじめを傍観することはいじめに加担することになるため、傍観せずに可能な行動を起こすように指導する。

○学校におけるいじめ防止等に関する措置

1. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ①子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、二者面談〈年間3回：6月、10月、2月〉の実施、カウンセリング等）
- ②子どもの行動を注視する。（校内巡視、チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③保護者と情報を共有する。（学年・学校だより、電話・家庭訪問、育友会の会議等）
- ④地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、地域学校協働活動本部、校区指導委員会等関係機関との情報共有等）

2. 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ④法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑤いじめが解消した後も、再発防止のために当該生徒を観察するとともに保護者と継続的な連絡を行う。

3. 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①子どもがいじめの問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

○学校におけるいじめ防止等の対策のための組織づくり

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（運営委員会<校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・学年主任>及び各学年の生徒指導担当に保護者等を加えた、いじめ対策委員会）を立ち上げる。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、組織で対応する。

○重大事態への対処

【重大事態】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがあると認められたとき
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる）

1. 重大事態の発見と調査

①調査を行うための組織

いじめ対策委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

②事実関係を明確にするための調査の実施

たとえ不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合おうとする姿勢に立つ。

・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。事実関係の確認と共に、加害生徒への指導を行い、いじめ行為を中止させることに加え、いじめの発生要因の除去することに着手する。

・いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査など調査方法を工夫して実施する。

2. 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適時・適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象者となる在校生やその保護者に説明する。

②調査結果の報告

地方公共団体の長（市長）に重大事態が発生した旨を報告する。その際、必要に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

※生駒市では、令和4年4月に「生駒市いじめ防止基本方針第3版」を策定し、「『いじめ』の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる」ことや、「警察との連携を強化すること」について明記している。学校現場において、学校だけでは対応しきれない犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなどが起こる場合もある。そのような場合は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。引き続き学校と警察との連携制度を活用し、生徒指導の範囲を超えたいじめ問題に対しても、連携・協力を図ることとする。